

学校だより

立成小学校 令和3年9月22日 No.16

えがお いっぱい

ともだち いっぱい

ゆめ いっぱい

○ 今後、「宣言発令前」の対応に段階的に戻していくことについて

三重県の「緊急事態宣言」が今月末で解除される見通しとなるなか、9月17日付けの教育委員会からの連絡を受けて、市内の各校では、①今週9月24日まで、次に②来週9月27日から30日まで、そして③10月1日以降と、段階的に「宣言発令」より前の対応に戻していくことになりました。

まず、①今週9月24日までは日課も感染対策もこれまでと同じ対応（午前中授業・給食後下校・午後はオンライン学習）です。

次に、②来週9月27日から30日までは日課を平常にもどし、「入室前」の健康チェック等の感染防止対策は継続します。なお、休み時間や給食の時間について検討しますので、それに伴い、下校時刻も微調整する場合があります。このため9月27日以降の下校時刻については、改めてご連絡します。

そして、③10月1日以降は宣言が解除されれば日課以外の対応も含め「宣言発令前」に少しずつ戻していきます。ただし、10月1日以降の行事も含めた対応については、「学校だより NO.15」でお知らせした方向で検討しています。最終判断は、「緊急事態宣言」に関する正式な発表やそれに伴う教育委員会の連絡も踏まえてご報告させていただきます。

※ QR コード
は、配付された
「学校だより
No.16」で読み込
んでください。

5年・給食の様子
(9月14日)

○ 9月末まで「発令中」の対応であることについて

段階的に戻していくとは言え、9月末までは緊急事態宣言は「発令中」です。9月17日付けの文書でも保護者の皆様に以下のお願いがあったところです。

- ① 毎朝のお子さんと同居の家族等の検温・健康状態の確認（「健康観察カード」の提出）
- ② お子さんと同居の家族の発熱等の風邪症状がある場合の、お子さんの自宅休養
- ③ お子さんが「検査」を受ける場合や濃厚接触者等となり、保健所等から自宅待機の指示を受けた場合の学校への連絡と検査結果が出るまでのお子さんの自宅待機
- ④ 同居の家族等が濃厚接触者となり、検査を受けずに自宅待機する場合の学校への連絡と、その方が自宅待機の期間のお子さんの自宅待機
- ⑤ 同居の家族等が「検査」を受ける場合の学校への連絡と結果が出るまでのお子さんの自宅待機
- ⑥ お子さんや同居の家族等が「検査」で陽性となった場合の学校への連絡

これらの感染防止対策へのご家庭のご協力と各校の取組との連携により、津市の小中学校において本年度は今日まで、校内での感染は起きていないとお聞きしています。今後、本校も学校で感染やその拡大が起きないように引き続き感染防止対策に取り組みますので、ご家庭でも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○ 10月の会計引き落としについて

10月の学年費、給食費等の会計の引き落としの日は、10月1日です。特に6年生については、予めお知らせしましたとおり「修学旅行代（28,000円）」と一緒に引き落とされますので、通帳の残高にご留意ください。コロナ禍で、「修学旅行代」のためにご来校いただかなくてもよいようにするための対応ですので、よろしくお願いいたします。

◇ より具体的な対応について

今回お伝えした内容の具体的な対応について、早急に検討・調整をします。その結果について、次号の学校だよりでお知らせしますので、よろしくお願いいたします。